定　　款

株式会社ＡＬｉＮＫインターネット

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ＡＬｉＮＫインターネットと称し、英文ではALiNK Internet, INC.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．インターネットを利用したサービスの企画、開発、制作及び運営
２．コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用
３．コンピュータによる情報処理、情報通信及び情報提供に関するサービスの提供
４．各種コンテンツの企画、開発、制作、運営及び販売
５．マーケティング、コンピュータシステム及び経営全般に関わるコンサルティング及びその業務の受託
６．広告及び宣伝に関する企画及び制作並びに広告代理店業
７．テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作
８．キャラクター商品の企画並びに販売
９．オフィスビル、貸しスペース、マンション等不動産の管理、賃貸、売買、運営、運営受託、仲介並びにコンサルティング業務
10．ビックデータを利用したソリューションの企画、設計、開発、運営、管理及び提供
11．ポイントサービスの運営に関する事業
12．太陽光発電設備等による発電及び売電
13．太陽光発電設備の売買、賃貸、保守管理、コンサルティング業務
14．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、７８０万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己株式の取得）
第９条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規則）
第 11 条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第 12 条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 13 条　当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年２月末日とする。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。
２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）
第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報に

ついて、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。
２．前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

（決議の方法）
第 17 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第 18 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第 19 条　当会社の取締役は、３名以上８名以内とする。

（取締役の選任）
第 20 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第 21 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
３．取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議

長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第 26 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。

（取締役会規程）
第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会議事録）
第 28 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役の報酬等）
第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除等）
第 30 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第 31 条　当会社の監査役は、３名以上５名以内とする。

（監査役の選任）
第 32 条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
２．当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
３．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、株主総会の決議によって短縮されない限り、当該選任に係る決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）
第 33 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（監査役の報酬等）
第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除等）
第 35 条　当会社は、会社法第４２６条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第４２７条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

（常勤の監査役）
第 36 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 37 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 38 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 39 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第 40 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）
第 44 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までとする。

（期末配当金）
第 45 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）
第 46 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年８月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金の除斥期間）
第 47 条　期末配当金及び中間配当金が、支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
２．未払いの期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

令和元年８月 21 日　改正
令和４年５月 24 日　改正

令和５年３月２日　改正
令和５年５月 24 日　改正
令和６年５月 30 日　改正